

最高裁秘書第3364号

令和元年7月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付、最高裁秘書第2571号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和41年10月4日付け最高裁刑二第168号刑事局長、家庭局長通知「被疑者等の勾留場所に関する日本弁護士連合会からの要請について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

被疑者等の勾留場所に関する日本弁護士連合会からの要請について

昭和41年10月4日刑二第168号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長あて刑事局長、家庭局
長通知

日本弁護士連合会会長から別紙のとおり要請がありましたので、参考までにお知らせします。

おつて、各簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの旨伝達して下さい。
日弁連総第二八六号
昭和四十一年九月七日

日本弁護士連合会会長 中松潤之助

最高裁判所長官 横田正俊 殿

本会は、昭和四十一年八月二十七日札幌市において人権擁護大会を開催し、別紙身柄移監等に関する決議をいたしましたので、同決議の趣旨実現につき格別のご協力をたまわりたく、要請いたします。

なお、ご参考までに本要請先左記いたします。

記

法務大臣

検事総長

警察庁長官

最高裁判所長官 各位

以上

第二決議

未決勾留の拘置監は拘置所を以て原則とする。然るに捜査当局は代用監獄を乱用し、不當な分散留置を強行し、また、しばしば身柄の移監を行う。これらは、何れも被疑者に過度の苦痛を与え、弁護人ととの交通を困難にし、歪曲された自白を招来する恐れがある。

よつて、次の措置を構ずるよう関係当局に要望する。

(1) 検察当局は刑事訴訟法・監獄法の原則を尊重しこの危険を防止するため最大の自肅をなすべきこと。

(2) 裁判所は令状の発行、移監の同意に際しては、人権擁護の立場より、検察当局の恣意を抑止すべきこと。

右決議する。

昭和四十一年八月二十七日

日本弁護士連合会

決議理由

一 未決勾留の拘置場所は拘置所を以て原則とすべきは監獄法の規定、人権尊重の立場からいって当然のことである。

監獄法は代用監獄を認めているけれども、これは例外である。然るに実情は原則と例外がふりかわって、被疑者が検察庁に送られた後も長く警察の留置場に拘束されていることが多い。

留置場は概して狭隘設備施設において不完全なるもの多く、ために拘禁者に不当の苦痛を与えるのみならず、捜査官の圧迫を大にし被疑者の迎合的自白を招来する危険が大である。

二 被害者多数の場合検察当局は必要度をこえて代用監獄に分散留置し、甚だしきは十三ヶ所に分散留置した事実すらあり、かくては、被疑者は遠隔の地に拘禁され、弁護人ととの交通は事実上不可能となり、その防禦権は甚だしく侵害される。

三 のみならず不当に身柄を移監し、弁護人は身柄を追つて奔命につかれさせられる。これは往時のたらい廻しの弊風の踏襲であつて人権擁護の上より看過すべからざることであり、刑事訴訟法の精神に反する。

四 令状発行に際し収監すべき場所を明示しなければならないが、裁判所が不当な収監場所を排撃されれば、代用監獄の乱用、不当な分散留置は防止できる筈である。

五 更に身柄移監については刑事訴訟規則八〇条により裁判所の同意を要し、且弁護人に通知すべきこととなつてゐる。

この際裁判所が人権擁護の立場より、移監の同意に後見的抑止をされるならば、不当な移監は防止される筈である。

六 よつて検察当局の自肅を求むると共に、裁判所に対してもその後見的規制を要望するものである。